

◇利用にあたって

■調査の概要

1 調査の目的

経済センサス - 基礎調査は、我が国のすべての産業分野における事業所の活動状態等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査の母集団情報を整備することを目的としている。

2 調査の根拠法令

統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく基幹統計調査である。

3 調査の対象

調査日現在で日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、国及び地方公共団体の事業所及び次の各号に掲げる事業所を除く事業所を対象としている。

ア 大分類A－農業・林業に属する事業所で個人の経営に係るもの

イ 大分類B－漁業に属する事業所で個人の経営に係るもの

ウ 大分類N－生活関連サービス業、娯楽業のうち、中分類79－その他の生活関連サービス業（小分類792－家事サービス業に限る。）に属する事業所

エ 大分類R－サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類96－外国公務に属する事業所

4 調査期日

令和元年6月1日から令和2年3月31日までの間において報告者が報告を求められた時点

■利用上の注意

1 この統計表の数値は、総務省が公表している西条市分の一部である。

2 事業所数については、事業内容等不詳を除いた数値としている。

3 「新規把握事業所」は従来用いていた「新設事業所」とは定義が異なり、今回の調査では、法人番号を活用し、国税庁法人番号公表サイトに登録があり前回までの調査で捉えられていなかった事業所を調査名簿に追加している。そのため、従来の「新設事業所」よりも幅広く事業所を捉えていることから「新規把握事業所」という名称を使っている。

4 統計表中の符号

「－」：該当数字が得られないもの

■用語の解説

1 事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の条件を備えているもの。

(1) 一定の場所（1 区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。

(2) 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

民営事業所

国及び地方公共団体の事業所を除く事業所。

2 活動状態別事業所

存続事業所

平成28年経済センサス - 活動調査（以下「28年活動調査」という。）で調査された事業所及

び28年活動調査の後に行政記録情報から把握された事業所のうち、令和元年経済センサス - 基礎調査（以下「元年基礎調査」という。）の調査日時時点で、継続的に経済活動を行っている事業所。

新規把握事業所

元年基礎調査で新たに把握され、継続的に経済活動を行っている事業所をいう。甲調査においては、他の場所から現在の場所へ移転してきた事業所及び国税庁法人番号公表サイトに登録があり、前回までの調査で捉えられていなかった事業所も含まれる。

休業事業所

元年基礎調査の調査日時時点で、休業している事業所をいう。

廃業事業所

28年活動調査で調査された事業所及び28年活動調査の後に行政記録情報から把握された事業所のうち、元年基礎調査の調査日時時点では存在しなかった事業所をいい、他の場所へ移転した事業所も含まれている。

3 従業者

調査日現在、当該事業所に所属して働いている全ての人をいう。したがって、他の会社や下請先などの別経営の事業所へ派遣している人も含まれる。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社や下請先などの別経営の事業所から派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含めない。なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者としている。